

『東京新聞』記者に対する 首相官邸の質問制限に抗議します

首相官邸は、2018年12月28日、“東京新聞の特定の記者”の質問が「事実誤認」「度重なる問題行為」であるなどとして、上村秀紀・官邸報道室長の名で内閣記者会に「申し入れ」をおこなっていたことがわかりました。その内容は、「東京新聞側に（略）…事実に基づかない質問は厳に慎むようお願いしてきた」「記者の度重なる問題行為は深刻なものと捉えており、問題意識の共有をお願いしたい」（『東京新聞』2019年2月20日付）というものであり、事実上、記者の質問の制限を求めるものでした。

その2日前の記者会見で、『東京新聞』の望月衣塑子記者は、菅義偉官房長官に、沖縄県名護市辺野古沖の米軍新基地建設のための土砂投入に「仕様書とは違い、赤土が投入されているのではないか」「適法に工事が進められているのか」などと質問。これに対し菅官房長官は「適法である」と繰り返し述べています。しかし、2019年1月16日におこなわれた野党のヒアリングで、防衛省と沖縄防衛局は赤土の混入可能性を調査していないことを認めました。望月記者の質問は、「事実誤認」ではないことがあきらかです。逆に、菅官房長官が、2月12日の衆議院予算委員会で望月記者の質問を「取材じゃないと思いますよ。決め打ちです」と答弁したことこそ、事実にもとづかない誹謗です。

官邸は、政権の出すもののみが事実であるという横柄な態度をとっていますが、“事実にもとづかない質問”という理由を用いて「取材」を拒否できるとしたら、政治関係の取材はほぼ不可能となり、国民は政治批判ができなくなって、国民主権が失われてしまうこととなります。官邸の意に沿わない記者の質問を封じることを通して、記者すべてを萎縮させようとする今回の「申し入れ」は、国民の知る権利を制限するものであり、見過ごすことはできません。

今回の「申し入れ」をおこなった上村官邸報道室長並びに菅官房長官、安倍晋三首相に、厳重に抗議するとともに、「申し入れ」の撤回を求めます。それと同時に、マス・メディア界が、取材・報道の自由を守るために団結し、官邸の横暴を許さないという気概を示されることを希求します。

2019年2月28日

日本機関紙協会埼玉県本部

理事長 金子勝